

令和7年度伊丹市病児・病後児保育施設
設置・運営事業者募集要項

令和7年7月

伊 丹 市

I. 募集概要

1. 募集の趣旨

本市では、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、児童が病気等で、集団保育が困難な児童を一時的に保育する病児・病後児保育事業を実施しています。

この度、新たに病児・病後児保育施設を開設するため、この要項に基づき、民間の病児・病後児保育施設を設置・運営する事業者を以下のとおり募集します。

2. 募集内容等

(1) 募集施設：病児・病後児保育施設

※「病児・病後児保育施設」とは、児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業のうち病児対応型、病後児対応型（「病児保育事業の実施について」平成27年7月17日雇児発0717第12号参照）事業を実施するための施設のことを指し、病後児対応型のみの施設での応募は不可とします。

（施設要件等の詳細は、別紙仕様書を参照してください）

(2) 実施事業：病児・病後児保育委託事業

（事業内容の詳細は、別紙仕様書を参照してください）

(3) 募集地域・箇所数：伊丹市内1カ所

(4) 利用定員：2人以上

(5) 開所日：原則として令和8年4月1日

※開所日が令和8年4月1日以降となる場合は、開所までのスケジュールを踏まえた提案とすること。

3. 応募資格

上記募集について、本市の保育行政や児童福祉法等の関係法令等を十分理解し、地域と信頼関係を築きながら積極的に協力できる事業者を募集します。

応募資格は、以下の要件をすべて満たす者とします。

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律225号）等による手続き中の法人でないこと。

(2) 法人及び役員等が「伊丹市暴力団排除条例」（平成24年3月28日条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(4) 伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(5) 市内に所在し、現に運営している医療機関（診療科目に小児科又は内科小児科を有していること）またはこれらの医療機関と連携して事業を実施できる事業者であること。

Ⅱ. 応募手続

1. 参加申込書等の提出

- (1) 提出期間：当面の間、随時受付を行います。
 - ※最初の申込みを受付けた日から1週間後に受付を終了します。
 - ※郵送の場合は受付終了日の消印有効
- (2) 提出書類：別紙「提出書類一覧」の「提出書類」に記載のある書類一式
- (3) 提出部数：別紙「提出書類一覧」の「必要部数」に記載のある部数
 - ※原則としてA4判（縦）で提出すること。（図面はA3判とする）
 - ※別紙「提出書類一覧」の書類番号順に並べ、仕切紙にインデックス（No1～27）を付したうえで、フラットファイルに綴じて提出すること。
 - （A3判はA4サイズに折込む）
- (4) 提出先：教育委員会事務局こども未来部幼児教育保育室教育保育課
（伊丹市役所2階）
- (5) 提出方法：提出先まで持参（郵送の場合は受付終了日の消印有効）
- (6) 留意事項：①最初の申込みがあった日から1週間を過ぎたものは受理しません。
 - ②提出された書類は返却しません。
 - ③提案内容は国又は県への各種補助金手続きに使用しますので、費用を適切に見込んでください。
 - ④様式7「資金収支予算」における「委託料収入」については、参考基準価格（令和7年度予算）の9,976千円/年を計上してください。※令和8年4月以降開所の場合は、上記金額を月割すること。
 - ⑤その他提出書類の追加を求める場合があります。

2. 選定方法

申込者が1者のみの場合は、提出された参加申込書等について、応募資格等への適否を確認した上で、病児・病後児保育施設設置・運営事業者に選定します。

申込者が複数あった場合は、伊丹市病児・病後児保育施設設置・運営事業者選考委員会が提出された参加申込書等について、書類審査及びプレゼンテーションに対するヒアリング審査を行い、下記の審査基準に基づいて選定します。

＜企画提案（プレゼンテーション）審査方法＞

- (1) 実施日時：申込者に別途通知します。
- (2) 実施時間：1事業者につき30分程度（予定）
（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分程度）
- (3) 説明者等：応募事業者の代表者又は事業責任者等を含む3名までの出席とします。
- (4) 審査結果の通知：審査結果は、郵送により全参加者に通知します。
- (5) 審査基準：（配分比率）
 - ①設置・運営者（保育の実績・財務状況、開設・運営に当たっての資金計画）
：15／100

②事業計画（施設整備内容、立地・利便性、衛生対策・安全対策、近隣対策、計画の実現性）：30／100

③事業内容（運営方針、保育内容、病児・病後児への対応、給食、保護者対応、地域貢献活動等）：45／100

④組織体制（職員配置、確保状況（確保方策）、職員研修）：10／100

（6）その他：

①プレゼンテーションは提出された書類をもとに行ってください。

②当日の追加提案の説明及び追加資料の配布は認めません。

③プレゼンテーションに際し、パソコンやプロジェクター等の使用は認めません。

④審査は非公開とします。

Ⅲ. 注意事項

1. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とします。

（1）企画提案審査の時間に遅れた場合 ※複数申込があった場合のみ

（2）提出書類に虚偽の記載をした場合

（3）審査の公平性を害する行為があった場合

（4）手続きの過程で、地方自治法施行令第167条の4の規定及び伊丹市入札参加停止基準に抵触することが明らかとなった場合

（5）本要項及び伊丹市が指示した事項に違反した場合

（6）その他不正行為があった場合

2. その他留意事項

参加者は、参加申込書の提出をもって、募集要項等の内容に同意したものとみなします。また、参加に当たっては、以下の留意事項を確認・了承のうえ参加してください。

（1）提出された企画提案書の変更、差し替え、再提出は認めません。ただし、公平な審査に必要な書類が不足している場合は、追加提出を求める場合があります。

（2）提出書類等は返却しません。また、提出書類等は情報公開の対象となる場合があります（個人情報を除く）、請求により開示することがあります。

（3）本件の応募に係る一切の経費は、応募者の負担とします。

（4）提出された応募書類等について、本市が事業者の決定等に必要な場合には、その内容が無償で使用できるものとします。

（5）参加申込後に応募を辞退する場合には、辞退届（様式14）を提出してください。

（6）国又は県への各種補助金手続きに必要な書類の作成及び提出について、本市の指示に従ってください。また、建築工事における業者選定については、本市の入札方法に準じて実施してください。

（7）企画提案内容の変更は原則認めません。ただし、やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、市と協議のうえ決定するものとします。

Ⅳ. 選定された場合の取扱い

この要項に基づき選定された事業者と令和 8 年 4 月 1 日からの委託契約締結に向けた協議を行うとともに、以下の支援を行います。

(1) 事業開始届手続きの支援

(2) 施設整備に対する補助

病児・病後児保育施設を整備する場合の補助制度は以下のとおりです。

自己所有物件として新築する場合もしくは自己所有物件を改築する場合は、子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱に基づく創設、賃貸物件を内部改修する場合は、子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づく病児保育事業の普及定着促進費（開設準備経費）が対象（詳細は、別紙仕様書を参照してください）

(問合先)

〒664-8503 伊丹市千僧 1 - 1

伊丹市教育委員会事務局

こども未来部幼児教育保育室教育保育課

(担当) 野口

TEL : 072 (784) 8035 (直通)

E-mail: hoiku@city.itami.lg.jp